

# ドローン登録システム 操作マニュアル

代理人手続き編

# マニュアル目次(1/2)

## アカウントの開設

1. ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する
2. アカウントの開設に必要な情報を入力する
3. 入力した情報を確認してアカウントを開設する

## アカウント情報の変更

1. ドローン情報基盤システムにログインする
2. アカウントの情報を変更する
3. 入力した情報を確認して変更を確定する

## 本人確認の方法

1. 本人確認の方法について

## 書類郵送による本人確認の流れ

1. 書類郵送による本人確認の流れ

## 機体の新規登録

1. 新規登録に進む
2. 代理申請のパスワードを入力する
3. 所有者情報を入力する
4. 機体情報を入力する
5. 使用者情報を入力する
6. 所有者・機体・使用者情報を確認する
7. 到達確認をする

## 申請状況の確認・取消・取下げ

1. 申請中の手続きの一覧を開く
2. 申請状況と内容を確認する
3. 申請の取消・取下げをする

## 再申請

1. 申請した手続きの一覧を開く
2. 再申請する申請手続きを選ぶ
3. 申請内容を確認・修正する
4. 再申請する
5. 到達確認をする

## 所有者情報の確認・変更

1. 所有機体の一覧を開く
2. 所有者情報を確認する
3. 所有者情報を変更する機体を選択する
4. 所有者情報を変更する
5. 変更内容を確認して変更届出をする
6. 到達確認をする

## マニュアル目次(2/2)

### 機体と使用者情報の確認・変更

1. 所有機体の一覧を開く
2. 所有機体を確認する
3. 機体・使用者情報を変更する機体を選択する
4. 機体情報を変更する
5. 使用者情報を変更する
6. 変更内容を確認して変更届出をする
7. 到達確認をする

### 有効期間の更新

1. 所有機体の一覧を開く
2. 有効期間を更新する機体を選択する
3. 本人確認を行う
4. 機体の所有者情報を入力する
5. 登録情報を確認して更新申請する
6. 到達確認をする

### 登録機体の削除

1. 所有機体の一覧を開く
2. 登録を削除（抹消）する機体を選択する
3. 登録を削除（抹消）する理由を入力する
4. 内容を確認して登録を削除（抹消）する
5. 到達確認をする

### 代理人による機体の譲渡

1. 所有機体の一覧を開く
2. 譲渡する機体を選択する
3. 機体受取人の情報を入力する
4. 機体受取人の情報を確認して申請する
5. 機体の受け取りに必要なパスワードを確認する

### 自分を代理人に設定する

1. 代理人設定のパスワード認証画面を開く
2. 代理人設定のパスワードを入力して認証する
3. 自分を代理人に設定する
4. 到達確認をする

## はじめに

- 無人航空機を飛行させる前に、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請の上、航空局から発行された「登録記号」を無人航空機に表示する必要があります。
- ドローン登録システムでは、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請や、既に登録済みの機体情報などを変更すること、登録を削除（抹消）することができます。
- このマニュアルには、ドローン登録システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン登録システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。
- ルールをしっかりと理解した上で、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心がけましょう。

## ドローン登録システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン登録システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- ドローン登録システムに表示されている「所有者」とは、無人航空機の所有する者を指します。ドローン登録システムに表示されている「使用者」とは、当該無人航空機の使用責任を有する者を指します。多くの場合が所有者と使用者が同一になりますが、リース等により他者が無人航空機を所有している場合、他者に手続きを実施していただく必要がございますので、ご注意ください。
- ドローン情報基盤システム2.0（登録機能）では、ブラウザの「戻る」ボタンをご利用された場合、画面の閲覧を正常に続けることができません。必ず画面に表示されているボタン（「戻る」ボタン、「次へ」ボタンなど）をご利用ください。
- 登録制度やその他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。

---

# アカウントの開設

---

# アカウントの開設の流れ

## アカウントの開設の開始

### ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する

アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

### アカウントの開設に必要な情報を入力する

お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

### 入力した情報を確認してアカウントを開設する

入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

## アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き登録手続き等の業務を行う場合はドローン情報基盤システムにログインします。

ドローン情報基盤システムを利用するために必要なアカウントを開設します。

ドローン情報基盤システムを利用される方が「個人」の場合と「企業・団体（法人）」の場合によって、入力する項目が異なります。

アカウント開設後の登録手続きを「個人」として行う場合は個人のアカウントを、「企業・団体（法人）」の場合は法人のアカウントを開設してください。

なお、個人が申請手続きを行う際の本人確認の手段としてマイナンバーカードがご利用頂けます。マイナンバーカードをご利用頂くにはアカウントを開設する際にマイナンバーカードの情報を読み取り、カードとドローン情報基盤システムを連携させておく必要があります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については「[マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法](#)」のマニュアルをご確認ください。方法についてご確認頂けましたら、お手元にマイナンバーカードをご準備のうえアカウントの開設にお進みください。

法人のアカウントを開設するには法人番号や代表者氏名の他に、ドローン情報基盤システムを利用される担当者の方のお名前、住所、部署名、電話番号、メールアドレス等が必要です。事前にご準備をお願いいたします。

## アカウントの開設に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
アカウントを開設する方の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>氏名</li><li>住所</li><li>生年月日</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法人番号</li><li>企業・団体名</li><li>代表者氏名</li><li>本店又は主たる事務所の所在地</li><li>担当者氏名</li><li>担当者住所</li><li>担当者部署名</li><li>担当者電話番号</li><li>担当者メールアドレス</li></ul>
その他 ※本人確認の手段としてマイナンバーカードを使用される場合	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカード</li><li>マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン</li></ul>	—



## アカウントの開設【ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する】

DIPS2.0トップページからアカウントを開設するページに進みます。



DIPS2.0トップページの「ログイン・アカウント作成」ボタンを押します。



個人のアカウントを開設する場合は「個人の方のアカウント開設」ボタンを、法人のアカウントを開設する場合は「企業・団体の方のアカウント開設」ボタンを押します。

# アカウントの開設【ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する】

## 利用規約・無人航空機の飛行のルール

利用規約および無人航空機の飛行ルールをよく読み、ご理解（ご同意）いただいた方は、「次へ進む（理解しました）」ボタンを押してください。

### 利用規約

航空法や国土交通省等飛行禁止法、地方官制法等が定める条例に無人航空機を飛行するためのルールが定められていますので、ルールをしっかりと理解した上で、ルールを守って無人航空機を飛行をさせましょう。

以下のリンクに詳細なルールや許可承認の申請方法等を掲載しているので、必ず内容をご確認ください。（資料をご確認いただかないと次の手続きに進むことはできません。）

#### 航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて

- 利用規約を理解しました。
- 航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールを理解しました。

戻る

次へ進む（理解しました）

次に利用規約のページが開きます。アカウントを開設するには利用規約への同意が必要です。利用規約をご確認のうえ、同意する場合はチェックボックスにチェックを付けて「次へ進む（理解しました）」ボタンを押します。

# アカウントの開設【アカウントの開設に必要な情報を入力する】

アカウント開設のページで必要事項を入力します。必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

### アカウント開設

機体の登録手続きや管理をするために、アカウントを開設します。以下の情報を入力してください。  
なお、登録した連絡先にメール、電話等による連絡が行われる場合がありますので、必ず連絡のとれる連絡先を入力してください。

法人番号 ①	<input type="text" value="1234567890123"/>
企業・団体名 ①	<input type="text" value="テスト株式会社"/>
代表者氏名 ①	<input type="text" value="代表 太郎"/>
本拠又は主たる事務所の所在地 ①	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> 都道府県 <input type="text" value="選択してください。"/>
	<input type="text" value="渋谷区道元坂XXXX"/>
担当者氏名 ①	<input type="text" value="申請 太郎"/>
担当者フリガナ ①	<input type="text" value="シンセイ タロウ"/>
担当者住所 ①	国/地域 <input type="text" value="選択してください。"/> 都道府県 <input type="text" value=""/>
	<input type="text" value="千代田区豊が崎XXXX"/>
担当者部署名 ①	<input type="text" value="技術本部"/>

22

戻る

## 【個人のアカウントを開設する場合】

申請手続きの本人確認でマイナンバーカードを利用する場合は、必ず「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押して、マイナンバーカードの券面情報の読み取りをしてください。

「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押すとカードの読み取りに進むためのダイアログが開きます。ダイアログの説明に従ってマイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については[「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」](#)のマニュアルをご確認ください。

## 【法人のアカウントを開設する場合】

法人番号や代表者氏名のほかドローン情報基盤システムを担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスを入力します。必ず連絡のとれるメールアドレス、電話番号を入力してください。

なお、パスワードは以下の条件にて設定をお願いします。また、推察されやすい氏名や生年月日などの組み合わせはお控え下さい。

- ・英字 (A~Z・a~z)、数字 (0~9)、記号 (+ - \* / = . , ; : ' ` @ ! # \$ % ? & | ~ ^ ( ) [ ] { } < > \_ ) を使用し、8文字以上32文字以下のパスワードを入力してください。

必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

## アカウントの開設【入力した情報を確認してアカウントを開設する】

入力したアカウントの情報を確認し、間違いが無ければ「開設する」ボタンを押します。



法人番号	1234567890123
企業・団体名	テスト株式会社
代表者氏名	代表 太郎
本店又は主たる事務所の所在地	日本 東京都 渋谷区道玄坂XXXX
担当者氏名	申請 太郎
担当者フリガナ	シンセイ タロウ
担当者住所	日本 東京都 千代田区霞が関XXXX
担当者部署名	技術本部
担当者電話番号	+81 08099999999
メールアドレス	1234@xxx.com
パスワード	●●●●●●●●

アカウントが開設されると、アカウント開設完了のページが開き、設定したメールアドレスにログインIDが送付されます。パスワードは通知されませんので、ご自身にて設定したパスワードを管理ください。

引き続き新規登録等の手続きを行うには、DIPS2.0トップページからログイン頂く必要があります。



完了画面

アカウントを開設しました。

[DIPS2.0トップページへ](#)



---

# アカウント情報の変更

---

# アカウント情報の変更

## アカウント情報の変更開始

### ドローン情報基盤システムにログインする

DIPS2.0トップページ右上のログインボタンからログインをします。

### アカウントの情報を変更する

アカウント情報を変更するページを開き、情報を変更します。

### 入力した情報を確認して変更を確定する

確認ページで変更内容を確認し、変更を確定します。

## アカウント情報の変更完了

アカウント情報の変更が完了し、登録されているメールアドレスにメールが通知されます。

アカウントの情報を変更します。

個人のアカウントを開設する際にマイナンバーカードとの連携を行った方は、情報を変更する際にマイナンバーカードをもう一度読み取る必要があります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については「[マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法](#)」のマニュアルをご確認ください。方法についてご確認頂けましたら、お手元にマイナンバーカードをご準備のうえアカウントの確認・変更にお進みください。

# アカウント情報の変更に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。  
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更するアカウントの情報	<p>下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>氏名</li><li>住所</li><li>生年月日</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>	<p>下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>法人番号</li><li>企業・団体名</li><li>代表者氏名</li><li>本店又は主たる事務所の所在地</li><li>担当者氏名</li><li>担当者住所</li><li>担当者部署名</li><li>担当者電話番号</li><li>担当者メールアドレス</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカード ※本人確認の手段としてマイナンバーカードを使用される場合</li><li>マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン</li></ul>	—

## アカウント情報の変更【ドローン情報基盤システムにログインする】



DIPS2.0トップページの右上の「ログイン」ボタンを選択し、ログインページに進みます。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

ログインに成功すると、DIPS2.0トップページに遷移するので、その後アカウント確認・変更にお進みください。



## アカウント情報の変更【アカウントの情報を変更する】



アカウント名のボタンを押して「アカウントの確認・変更」を選択します。アカウント情報を変更するページが開きます。

※アカウント情報の確認・変更は、DIPS2.0トップページからのみご利用可能です。

### アカウント情報を変更する手続き

変更する情報を修正し、「確認」ボタンを押してください。

法人番号	1234567890123
企業・団体名	テスト株式会社
代表者氏名	代表 太郎
本拠又は主たる事務所の所在地	国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都 渋谷区道元坂XXXX
担当者氏名	申請 太郎
担当者フリガナ	シンセイ タロウ
担当者住所	国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都 千代田区糀が尾XXXX
担当者部署名	技術本部

戻る 確認

アカウントの情報を変更したら「確認」ボタンを押します。変更内容を確認するページに進みます。

個人のアカウントでマイナンバーカードとの連携をしている場合は「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押してマイナンバーカードの券面情報の読み取りをしてください。

「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押すとカードの読み取りに進むためのダイアログが開きます。ダイアログの説明に従ってマイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については[「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」](#)のマニュアルをご確認ください。

## アカウント情報の変更【入力情報を確認してアカウントを変更する】

アカウント変更確認

変更したアカウント情報を確認してください。

法人番号	1234567890123
企業・団体名	テスト株式会社
代表者氏名	代表 太郎
本店又は主たる事務所の所在地	日本 東京都 渋谷区 道元坂XXXX
担当者住所	日本 東京都 千代田区 千代田XXXX
担当者部署名	技術本部
担当者電話番号	+81 0801111111111
メールアドレス	1234@xxx.com
パスワード	●●●●●●●●

アカウントの変更内容を確認し、誤りがなければ「変更する」ボタンを押します。

以上でアカウントの変更は完了です。

登録されているメールアドレスにアカウント変更の通知が送られます。

なお、メールアドレスを変更した場合は、変更前のメールアドレスと変更後のメールアドレスの両方にアカウント変更の通知が送られます。

国土交通省

 [利用ガイド/マニュアル](#) [よくある質問](#) ○○ ○○さん

手続き完了

アカウント変更が完了しました。  
あなたへアカウントの変更完了通知をメールにて送信しております。  
なお、メールアドレスの変更を行っている場合、変更前のメールアドレスにも送信しておりますので、併せてご確認ください。



---

# 本人確認の方法

---

## 本人確認の方法について

代理人の方が申請手続きをされる場合は、自身が個人のアカウントか法人のアカウントかによらず、本人確認の方法として「本人確認書類の郵送」のみご利用頂けます。

本人確認方法	操作方法	手数料
本人確認書類の郵送	<p>本人確認を書類の郵送で行います。申請後に届くメールをご確認のうえ本人確認書類を郵送で提出してください。</p> <p>※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。</p> <p>※本人確認書類の内容及び郵送先については、<a href="#">こちら</a>をご確認ください。</p> <p>※リンクを押すと外部サイトが開きます。</p>	1台目：1,450円 2台目以降： 1,050円



---

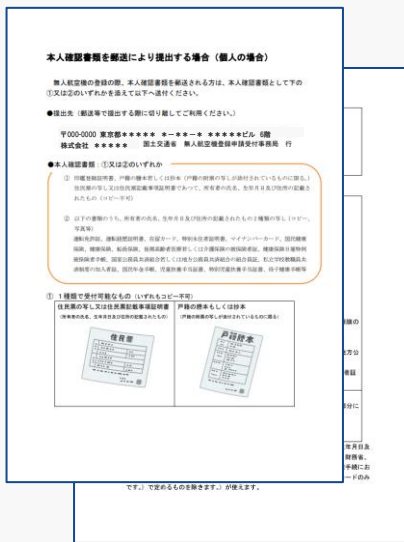
# 書類郵送による本人確認の 流れ

---

# 書類郵送による本人確認の流れ



①説明文下部の「必ずこちらをご確認ください。」をクリック



②本人確認書類の郵送方法を確認したら、元の画面に戻って「次へ進む」をクリック  
 ※このPDFファイルは、よくある質問の「本人確認書類とはどのような書類でしょうか？」の項目からも参照出来ます。



③引き続き申請操作を継続し、受付完了メールを受信しましたら、PDFファイル記載の内容に沿って本人確認書類の郵送をお願いいたします。

---

# 機体の新規登録

---

# 新規登録

機体を新規にドローン登録システムへ登録します。

## 新規登録申請開始

### 新規登録に進む

メインメニューで「新規登録」のボタンを選択します。

### 代理申請のパスワードを入力する

機体の所有者から受け取った代理申請のパスワードで認証を行います。

### 所有者情報を入力する

機体の所有者の情報を入力します。

### 機体情報を入力する

登録する機体およびリモートID機器等の情報を入力します。

### 使用者情報を入力する

機体の使用者の情報を入力します。

### 所有者・機体・使用者情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

### 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 新規登録申請完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

代理人が新規登録を行うには、所有者から代理人として依頼を受け、新規登録手続きに必要なパスワードと委任状を所有者から受け取る必要があります。

新規登録では機体の所有者情報、機体情報（型式名称や製造番号等）、リモートID機器等の情報、及び機体の使用者の情報が必要です。登録が必要な項目をマニュアルでご確認のうえ情報を手元にご準備ください

新規登録には手数料が必要です。納付の方法と手数料の金額については[こちら](#)をご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

オンライン申請では、所有者が同じ機体を20台まで同時に申請することができます。



## 機体の新規登録に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
所有者の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>生年月日</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号</li> <li>企業・団体名</li> <li>代表者氏名</li> <li>本店又は主たる事務所の所在地</li> <li>担当者氏名</li> <li>担当者住所</li> <li>担当者部署名</li> <li>担当者電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
機体の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者名</li> <li>型式名</li> <li>機体の種類</li> <li>製造番号</li> <li>リモートID有無</li> </ul>	<p>【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機体重量</li> <li>最大離陸重量</li> <li>機体寸法</li> <li>改造の概要 ※改造した機体の場合</li> <li>機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置）</li> </ul>
使用者の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号</li> <li>企業・団体名</li> <li>代表者氏名</li> <li>本店又は主たる事務所の所在地</li> <li>担当者氏名</li> <li>担当者住所</li> <li>担当者部署名</li> <li>担当者電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li> <li>委任状</li> <li>代理人申請のためのパスワード</li> <li>本人確認書類</li> </ul>	

# 新規登録【新規登録に進む】

## メインメニュー



代理人が手続きする場合はこちら



新規登録

申請状況確認/取下げ

代理人として設定された後に、新たにドローンを登録することができます。  
新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の  
情報が必要です。

代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取下げ  
ができます。

所有者情報の確認/変更

機体情報・使用者情報の確認/変更

代理人として設定されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

代理人として設定されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更すること  
ができます。

有効期間の更新

登録機体の削除

代理人として設定されている機体の有効期間を更新することができます。

代理人として設定されている機体を削除することができます。

その他の手続き

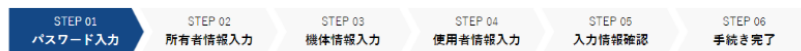
登録済みの機体について、代理人の権限の取得や代理人による機体の譲渡手続  
ができます。

メインメニューのページで、「代理人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「新規登録」のボタンを押します。

パスワードを入力するページが開きます。

## 新規登録【代理申請のパスワードを入力する】

## パスワード入力(代理登録)



機体を所有する方のログインID、氏名、パスワードを入力し、「次へ進む」ボタンを押してください。

ログインID 

氏名 

パスワード 

戻る

次へ進む

代理人が新規登録をするために必要なパスワードを入力します。

パスワードは機体の所有者が代理人を設定した際に発行されます。パスワードを受け取っていない代理人の方は機体の所有者にお問い合わせください。

パスワードが認証されると所有者情報を入力する画面が開きます。

## 新規登録【所有者情報を入力する】

### 所有者情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択   **STEP 02 所有者情報入力**   STEP 03 機体情報入力   STEP 04 使用者情報入力   STEP 05 入力情報確認   STEP 06 手続き完了

新たに登録する機体の所有者情報を入力してください。  
なお、各項目には、アカウント情報、マイナンバーカード又はgBizIDの情報が初期値として入力されています。  
また、パスポートによる本人確認を基にされた場合は、各項目を入力するとともに、「本人確認書類」の項目に氏名と住所が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。

氏名 ①	<input type="text" value="申請 太郎"/>
フリガナ ①	<input type="text" value="シンセイ タロウ"/>
住所 ①	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> 都道府県 <input type="text" value="東京都"/> <input type="text" value="千代田区霞が関2"/>
生年月日 ①	2000 年 1 月 1 日
電話番号 ①	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> +81 <input type="text" value="123456789"/>
メールアドレス ①	<input type="text" value="1234@xxx.com"/>

戻る機体情報の入力

新規登録する機体の所有者情報を入力します。

代理人が手続きをする場合は委任状のアップロードが必要です。

入力が完了したら「機体情報の入力」ボタンを押してください。機体情報の入力画面が開きます。

## 新規登録【機体情報を入力する】

登録する機体の情報を入力します。

### 機体情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択    STEP 02 所有者情報入力    **STEP 03 機体情報入力**    STEP 04 使用者情報入力    STEP 05 入力情報確認    STEP 06 手続き完了

新たに登録する機体の情報を入力してください。  
複数の機体を新たに登録する場合は、「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押し、続けて入力してください。

「メーカーの機体・改造した機体」または「自作した機体・その他」のいずれかを選択してください。

製造者名   
製造者名は選択必須項目です。

型式名   
型式名は選択必須項目です。

機体の種類   
機体の種類は選択必須項目です。

製造番号   
製造番号は入力必須項目です。

リモートID有無  なし     あり (内蔵型)     あり (外付型)

リモートID機器製造者名

戻る

機体のタイプによって必要な入力情報が異なります。メーカーの機体又はメーカーの機体を改造した機体を登録する場合は「メーカーの機体・改造した機体」のボタンを選択、自作した機体の場合は「自作した機体・その他」のボタンを選択し、表示された項目に全て情報を入力してください。

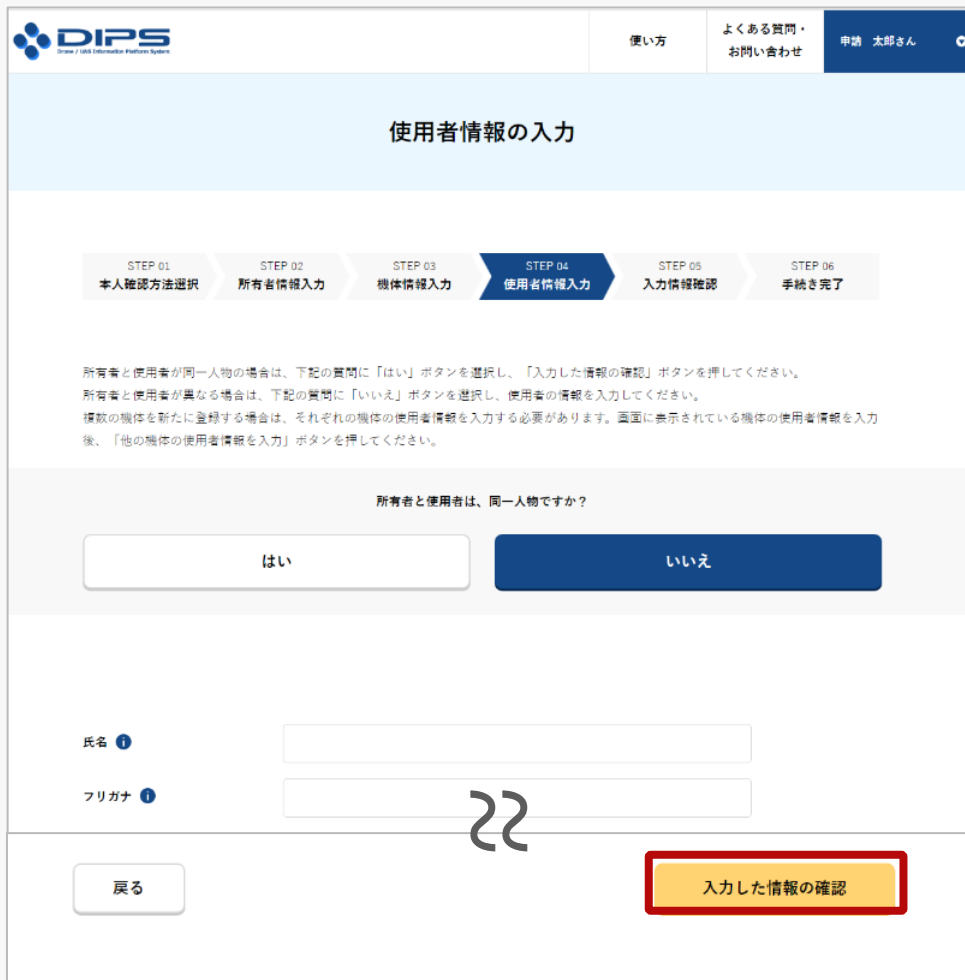
無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。

リモートID機器等に関する登録情報を変更するには、変更申請を行ってください。

一度に20台まで同時に機体を登録することができます。複数の機体を登録する場合は「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押します。入力フォームが切り替わり別の機体の情報を入力できるようになります。

入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。使用者情報の入力画面が開きます。

## 新規登録【使用者情報を入力する】



The screenshot shows the DIPS (Drone Information Platform System) interface. At the top left is the DIPS logo. The top navigation bar includes '使い方' (How to use), 'よくある質問・お問い合わせ' (FAQ/Contact), and '申請 太郎さん' (Application Mr. Taro). The main heading is '使用者情報の入力' (User Information Input). Below this is a progress bar with six steps: STEP 01 本人確認方法選択, STEP 02 所有者情報入力, STEP 03 機体情報入力, STEP 04 使用者情報入力 (highlighted in blue), STEP 05 入力情報確認, and STEP 06 手続き完了. Below the progress bar, there is instructional text: '所有者と使用者が同一人物の場合は、下記の質問に「はい」ボタンを選択し、「入力した情報の確認」ボタンを押してください。所有者と使用者が異なる場合は、下記の質問に「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。複数の機体を新たに登録する場合は、それぞれの機体の使用者情報を入力する必要があります。画面に表示されている機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押してください。' Below the text is a question: '所有者と使用者は、同一人物ですか？' (Are the owner and user the same person?). There are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). Below the buttons are two input fields: '氏名' (Name) and 'フリガナ' (Kana). At the bottom, there are two buttons: '戻る' (Back) and '入力した情報の確認' (Confirm entered information), which is highlighted with a red border.

機体の使用者の情報を入力します。

所有者と使用者が同一人物の場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「はい」ボタンを選択してください。

所有者と使用者が異なる場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。

機体情報の入力のページで複数の機体の情報を入力した場合は機体ごとに使用者情報を入力する必要があります。1つの機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押し、登録する全ての機体の使用者情報を入力してください。

入力が完了したら「入力した情報の確認」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認画面が開きます。

## 新規登録【所有者・機体・使用者情報を確認する】

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 本人確認方法選択   STEP 02 所有者情報入力   STEP 03 機体情報入力   STEP 04 使用者情報入力   **STEP 05 入力情報確認**   STEP 06 手続き完了

登録した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「登録申請」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

**所有者情報**

氏名	申請 太郎
フリガナ	シンセイ タロウ
住所	日本 東京都 千代田区霞が関2
生年月日	2000/01/01
電話番号	+81 123456789
メールアドレス	1234@xxx.com

戻る   **登録申請**

入力した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認し、登録申請を行います。入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンを押します。

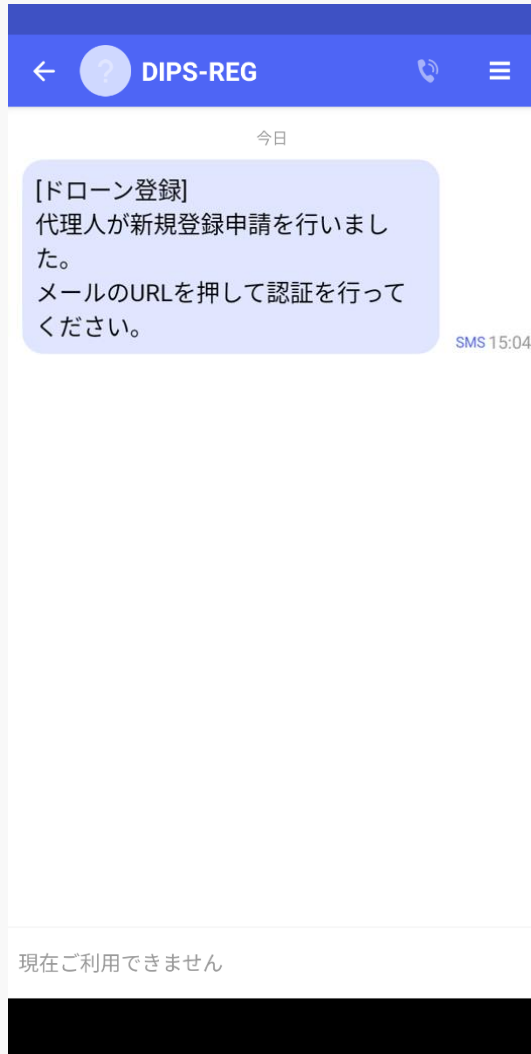
所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、代理人の方はすぐに機体の所有者へ到達確認を依頼してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

## 新規登録【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。



## 新規登録【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】

× 【ドローン登録システム】代理人が行う各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures performed by an agent

R 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当  
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。  
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)  
このメールは所有者の方に代理人が行う各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

○○ ○○ 様より、△△ △△ 様が所有する機体に関する新規登録申請がありました。

■ 代理人の方から以下の機体に関する申請がされています。

【製造区分】○○  
【製造者】□□  
【型式】△△  
【製造番号】××

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

現在、代理人の方へ各種手続きの依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ ログインURL  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

■ よくある質問・お問い合わせ  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

機体の所有者の方は到達確認のメールを開きメールの宛先と申請内容を確認します。宛先が所有者本人であり申請内容に問題が無い場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

到達確認が完了した旨を代理人へ連絡します。

所有者が到達確認を完了すると、代理人の方へメール通知が届きます。代理人の方はメール通知を確認のうえ、所有者の本人確認書類を郵送します。本人確認書類の内容及び郵送先は[国土交通省のホームページ](#)をご確認ください。

本人確認書類の郵送が完了すると申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料が記載されたメールが所有者および代理人（アカウント）のメールアドレスに通知されます。また、納付番号等通知書が所有者宛てに郵送されますので、手数料の納付を所有者に依頼してください。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。



---

**申請状況の確認・取消・取下げ**

---

# 申請状況の確認・取消・取下げ

## 申請状況の確認・取消・取下げの開始

### 申請中の手続きの一覧を開く

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを押します。

### 申請状況と内容を確認する

申請した手続きが一覧で表示されます。  
申請内容を確認するには「詳細」ボタンを押します。

### 申請の取消・取下げをする

申請中の手続きに応じて「取消」ボタン又は「取下げ」ボタンを押して手続きを取消・取下げします。

## 申請状況の確認・取消・取下げ完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

申請状況及び申請内容の確認、申請の取消及び取下げを行います。

## 申請状況の確認・取消・取下げに必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。  
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

# 申請状況の確認・取消・取下げ【申請中の手続きの一覧を開く】

## メインメニュー

### 所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。  
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

### 代理人が手続きする場合はこちら

新規登録

代理人として設定された後に、新たにドローンを登録することができます。  
新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の  
情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下  
げができます。

所有者情報の確認/変更

代理人として設定されている機体の所有者情報を確認、変更することができま  
す。

機体情報・使用者情報の確認/変更

代理人として設定されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更すること  
ができます。

「代理人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

## 申請状況の確認・取消・取下げ【申請状況と内容を確認する】

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。  
「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。  
「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。  
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。  
条件に該当するデータが存在しませんでした。

申請受付番号 ①      申請種別 ①      申請状況 ①      登録記号 ①

     選択してください      選択してください     

検索

申請受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取 下げ・再申請	支払選択
--------	------	------	-----	----	----------------	------

### 申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

#### 申請状況

申請受付番号	DR2100031943
申請種別	新規登録
申請状況	手続完了
収納機関番号	

これまでの申請内容が一覧として表示されます。  
申請状況を確認頂けます。

また、申請受付番号・登録記号による申請の部  
分一致検索が可能です。

申請内容を確認するには「詳細」ボタンを選択  
します。申請状況詳細のページが開きます。

## 申請状況の確認・取消・取下げ【申請の取消・取下げをする】

### 申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。  
「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。  
「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。  
「取り下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
2020100003	更新	申請済	2020年10月06日	<input type="button" value="詳細"/>	<input type="button" value="取消"/> <input type="button" value="取り下げ"/> <input type="button" value="再申請"/>	<input type="button" value="支払選択"/>

機体の譲渡に関わる申請を取消す場合は、申請一覧のページで「取消」ボタンを押します。

その他、新規登録などの申請を取下げの場合は、申請一覧のページで「取下げ」ボタンを押します。

### 申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。  
申請を取り下げる場合は、画面最下部の「取下げ」ボタンを押下してください。

申請状況

申請受付番号 DR2100031944

申請種別 新規登録

所有者・使用者 所有者情報と同じ  
同一人物確認

こちらのボタンを押すと申請が取り下げられます。改めて申請を取り下げてもよいか確認の上、こちらのボタンを押してください。

申請状況詳細のページが開くので、「取消」又は「取下げ」をする申請内容を確認のうえ、問題が無ければ「取消」又は「取り下げ」のボタンを押します。

手続き完了のページが表示され、申請者のアカウントのメールアドレスに申請内容のメールが送付されます。



---

**再申請**

---



# 再申請

## 再申請の開始

### 申請した手続きの一覧を開く

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

### 再申請する申請手続きを選ぶ

申請中の一覧の中から再申請する申請手続きを選びます。

### 申請内容を確認・修正する

所有者・機体・使用者情報の確認のページで申請内容を確認・修正します。

### 再申請する

申請内容に誤りが無ければ再申請を実行します。

### 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 再申請の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

申請の取下げを行った場合、  
又は申請内容の確認で不備が見つかり修正  
が必要になった場合に再申請を行います。

代理人が再申請を行う場合は、再申請を実行した後に  
所有者によるメール到達確認が必要です。再申請は所  
有者によるメール到達確認が完了した後に完了となり  
ます。

## 再申請に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。  
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

## 再申請【申請した手続きの一覧を開く】

### メインメニュー

#### 所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。  
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報がが必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。  
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

#### 代理人が手続きする場合はこちら

新規登録

代理人として設定された後に、新たにドローンを登録することができます。  
新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の情報がが必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。

所有者情報の確認/変更

代理人として設定されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

代理人として設定されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

「代理人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

## 再申請【再申請する申請手続きを選ぶ】

申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。  
「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。  
「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。  
「取り下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

申請受付番号  申請種別  申請状況  登録記号

検索

申請受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
DR2100031848	更新	手続中止	2021/11/30	詳細	再申請	

申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
更新	申請済	2020年10月06日	詳細	取消 取り下げ 再申請	支払選択
				取消	

申請状況の一覧で「再申請」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認のページが開きます。

## 再申請【申請内容を確認・修正する】

## 所有者・機体・使用者情報の確認

担当者メールアドレス test@test.co.jp



氏名 申請 太郎

フリガナ シンセイ タロウ

住所 日本 東京都 千代田区霞が関XXX

生年月日 1999年10月18日

電話番号 09012345678

メールアドレス test@test.co.jp

使用者の修正

## 使用者情報の入力

機体情報



所有者情報



戻る

他の機体の使用者情報を入力

訂正完了

所有者・機体・使用者情報の確認のページで、申請内容を確認します。

修正が必要な場合は所有者・機体・使用者情報の下にある修正ボタンを押して、修正用のフォームを開きます。

各フォームで修正を加えたら、フォームの下部にある「訂正完了」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認のページに戻ります。

## 再申請【再申請する】

所有者・機体・使用者情報の確認

フリガナ	シンセイ タロウ
住所	日本 東京都 千代田区 霞が関XXX
生年月日	1999年10月18日
電話番号	09012345678
メールアドレス	test@test.co.jp

[使用者の修正](#)

[戻る](#) [再申請](#)

再申請の手続きが完了しました。

機体の所有者様宛にメールを送信しており、認証いただくと、申請が受理されます。  
機体の所有者様宛に対して、メールの認証が必要である旨のご連絡をお願いいたします。

申請状況の確認  
メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

[メニュー画面へ](#)

所有者・機体・使用者情報の確認ページで「再申請」のボタンを押します。

所有者として登録する方のメールアドレスへ到達確認メールが送られます。代理人は所有者へ到達確認を依頼してください。

到達確認が完了すると手続き完了となります。

## 再申請【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】

× 【ドローン登録システム】代理人が行う各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures performed by an agent

国土交通省航空無人航空機登録制度担当  
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。  
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)  
このメールは所有者の方に代理人が行う各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

○○ ○○ 様より、△△ △△ 様が所有する機体に関する○○申請(再申請)がありました。

■代理人の方から以下の機体に関する申請がされています。

【製造区分】○○  
【製造者】□□  
【型式】△△  
【製造番号】××

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

現在、代理人の方へ各種手続きの依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ログインURL  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

■よくある質問・お問い合わせ  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

機体の削除（抹消）が完了すると申請者のアカウントに登録されているメールアドレスに完了のメール通知が送られます。



---

# 所有者情報の確認・変更

---



# 所有者情報の確認・変更

所有者情報を確認・変更します。

## 所有者情報の確認・変更の開始

### 所有機体の一覧を開く

メインメニュー画面で「所有者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

### 所有者情報を確認する

所有機体の一覧及び詳細ページで情報を確認します。

### 所有者情報を変更する機体を選択する

所有者情報を変更する機体を選択して変更の手続きに進みます。

### 所有者情報を変更する

所有者情報を変更します。

### 変更内容を確認して変更届出をする

変更内容を確認して誤りが無ければ変更届出をします。

### 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 所有者情報の確認・変更の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。本人確認の方法については[本人確認の方法](#)のマニュアルをご確認ください。

## 所有者情報の確認・変更に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。  
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更後の所有者の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>氏名</li><li>住所</li><li>生年月日</li><li>電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法人番号</li><li>企業・団体名</li><li>代表者氏名</li><li>本店又は主たる事務所の所在地</li><li>担当者氏名</li><li>担当者住所</li><li>担当者部署名</li><li>担当者電話番号</li><li>メールアドレス</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>本人確認書類</li><li>委任状</li></ul>	

# 所有者情報の確認・変更【所有機体の一覧を開く】



「代理人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「所有者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

## 所有者情報の確認・変更【所有者情報を確認する】

## 所有者情報の確認/変更

 全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
<input checked="" type="checkbox"/>	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

## 登録情報詳細



STEP 01 本人確認方法選択    STEP 02 所有者情報入力    STEP 03 機体情報入力    STEP 04 使用者情報入力    STEP 05 入力情報確認    STEP 06 手続き完了

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・型式・所有者氏名・電話番号・メールアドレスによる機体の部分一致検索が可能です。

所有者に関する詳細情報を確認する場合は「詳細」ボタンを選択して、詳細画面を開きます。

所有者情報の確認は以上です。

引き続き、所有者情報を変更するには以降の手順に進んでください。

# 所有者情報の確認・変更【所有者情報を変更する機体を選択する】

### 所有者情報の確認/変更

全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
<input checked="" type="checkbox"/>	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

戻る 所有者情報の変更

### 所有者情報を変更する機体の確認

登録記号	型式名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限
あ20-86	AB-100	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年12月15日
あ56-78	Z202010	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年11月30日
あ12-34	AB-100	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2020年12月1日

戻る 変更する所有者情報の入力

所有機体の一覧で、所有者情報を変更したい機体にチェックを付けます。複数の機体を選択することができます。

機体を選択したら「所有者情報の変更」ボタンを押します。

所有者が異なる機体を複数選択して申請することはできません。

また、所有者情報（電話番号・メールアドレスなど）が異なる機体を複数選択していた場合はダイアログが表示されます。ダイアログ表示された内容を確認し、「OK」「キャンセル」を押してください。

この機能は同一の所有者の機体において新旧の情報が混在するのを避けるための機能です。

選択した機体が一覧で表示されるので、確認のうえ「変更する所有者情報の入力」ボタンを押します。

所有者情報の変更フォームが開きます。

## 所有者情報の確認・変更【所有者情報を変更する】

### 変更する所有者情報の入力

STEP 01 所有者情報を変更する機体確認    **STEP 02 変更情報入力**    STEP 03 変更情報確認    STEP 04 手続き完了

氏名又は住所を変更する場合は、再度本人確認を実施します。下記のボタンから本人確認方法を選択し、再度本人確認を行ってください。  
氏名又は住所以外を変更する場合は、該当する項目に変更後の内容を入力してください。  
本人確認、変更後の内容の入力が終わりましたら、「確認」ボタンを押してください。

本人確認の再実施

その他の本人確認書類  
(書類の郵送) <sup>①</sup>

住所 <sup>①</sup>    国/地域     都道府県

生年月日 <sup>①</sup>     年  月  日

電話番号 <sup>①</sup>    国/地域

戻る    **確認**

所有者の氏名や住所を変更する場合は本人確認が必要です（氏名又は住所以外を変更する場合は本人確認不要です）。

代理人の方が手続される場合は「その他の本人確認書類（書類の郵送）」のみご利用可能です。本人確認の手順については[本人確認の方法](#)のマニュアルもご確認ください。

変更後の情報を入力します。情報の入力が終わったら「確認」ボタンを押します。

# 所有者情報の確認・変更【変更内容を確認して変更届出をする】

### 所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 所有者情報を変更する機体確認  
STEP 02 変更情報入力  
**STEP 03 変更情報確認**  
STEP 04 手続完了

更新する所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「変更申請」ボタンを押してください。  
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

#### 所有者情報

氏名	申請 太郎
フリガナ	シンセイ タロウ
住所	日本 神奈川県 横浜市中区日本大通1
生年月日	1999/01/01
電話番号	+81 09088888888
メールアドレス	sample@sample.com
委任状	ininiyou.jpg

所有者の修正

#### 機体 1

●機体情報

登録記号	JU121AB254F1
製造区分	メーカーの機体
製造者名	DRS
型式名	ST0001
機体の種類	回転翼航空機(マルチローター)

入力した情報を確認し、所有者情報変更の届出をします。修正が必要な場合は「戻る」ボタンを押すと入力ページに戻って修正が可能です。

同時に機体情報や使用者情報も変更する場合は「機体の修正」、「使用者の修正」ボタンを押すと修正フォームが開き、修正ができます。

入力した情報に問題がなければ「変更申請」ボタンを押します。

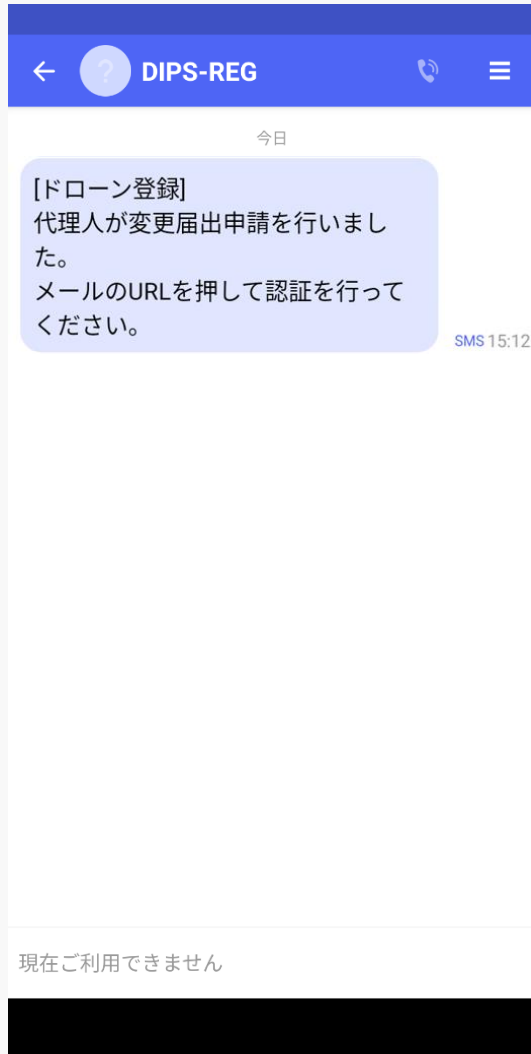
所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、代理人の方はすぐに機体の所有者へ到達確認を依頼してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

## 所有者情報の確認・変更【到達確認をする※この操作は機体の所有者が行います】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。



## 所有者情報の確認・変更【到達確認をする※この操作は機体の所有者が行います】

× 【ドローン登録システム】代理人が行う各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures performed by an agent

A 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当  
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。  
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[ Japanese version / 日本語版 ] (Please see below English version.)  
このメールは所有者の方に代理人が行う各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

○○ ○○ 様より、△△ △△ 様が所有する機体に関する○○申請(再申請)がありました。

■代理人の方から以下の機体に関する申請がされています。

【製造区分】○○  
【製造者】□□  
【型式】△△  
【製造番号】××

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

現在、代理人の方へ各種手続きの依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ログインURL  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

■よくある質問・お問い合わせ  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

機体の所有者の方は、到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると、代理人の方へメール通知が届きます。代理人の方はメール通知を確認のうえ、所有者の本人確認書類を郵送します。本人確認書類の内容及び郵送先は[国土交通省のホームページ](#)をご確認ください。

本人確認書類を郵送頂くと届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。



---

# 機体と使用者情報の確認・変更

---

# 機体と使用者情報の確認・変更

機体と使用者の情報を確認・変更します。

## 機体情報の確認/変更の開始

### 所有機体の一覧を開く

メインメニュー画面で「機体情報・使用者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

### 所有機体を確認する

所有機体の一覧及び詳細ページで情報を確認します。

### 機体・使用者情報を変更する機体を選択する

機体・使用者情報を変更する機体を選択して変更の手続きに進みます。

### 機体情報を変更する

機体やリモートID機器等の情報を変更します。

### 使用者情報を変更する

使用者の情報を変更します。

## 変更内容を確認して変更届出をする

変更内容を確認して誤りが無ければ変更届出をします。

## 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 機体情報の確認/変更の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

## 機体と使用者情報の確認・変更に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更後の機体の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者名</li> <li>型式名</li> <li>機体の種類</li> <li>製造番号</li> <li>リモートID有無</li> </ul>	<p>【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機体重量</li> <li>最大離陸重量</li> <li>機体寸法</li> <li>改造の概要 ※改造した機体の場合</li> <li>機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置）</li> </ul> <p>【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リモートID機器製造者名</li> <li>リモートID機器形式</li> <li>リモートID機器製造番号</li> </ul>
変更後の使用者の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号</li> <li>企業・団体名</li> <li>代表者氏名</li> <li>本店又は主たる事務所の所在地</li> <li>担当者氏名</li> <li>担当者住所</li> <li>担当者部署名</li> <li>担当者電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li> </ul>	

# 機体と使用者情報の確認・変更【所有機体の一覧を開く】



「代理人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「機体情報・使用者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

## 機体と使用者情報の確認・変更【所有機体を確認する】

## 機体と使用者情報の確認/変更

登録した機体の情報の確認、機体情報と使用者情報の変更を行うことができます。

全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
<input checked="" type="checkbox"/>	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

## 登録情報詳細

## 所有者情報

法人番号 1234567890123

企業・団体名 テスト株式会社

代表者氏名 代表 太郎

本店又は主たる事務所の所在地 日本 東京都 渋谷区道玄坂XXX

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・製造者・型式・所有者氏名・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

機体・使用者に関する詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを選択して、詳細画面を開きます。

機体・使用者情報の確認は以上です。

引き続き、機体情報を変更するには以降の手順を続けます。

# 機体と使用者情報の確認・変更【機体・使用者情報を変更する機体を選択する】

機体と使用者情報の確認/変更

全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
<input checked="" type="checkbox"/>	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

所有者情報を変更する機体の確認

登録記号	型式名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限
あ20-86	AB-100	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年12月15日
あ56-78	Z202010	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年11月30日
あ12-34	AB-100	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2020年12月1日

所有機体の一覧で、機体・使用者情報を変更したい機体にチェックを付けます。複数の機体を選択することができます。

機体を選択したら「機体・使用者情報の変更」ボタンを押します。

所有者が異なる機体を複数選択して申請することはできません。

また、所有者情報（電話番号・メールアドレスなど）が異なる機体を複数選択していた場合はダイアログが表示されます。ダイアログ表示された内容を確認し、「OK」「キャンセル」を押してください。

この機能は同一の所有者の機体において新旧の情報が混在するのを避けるための機能です。

選択した機体が一覧で表示されるので、確認のうえ「変更する機体・使用者情報の入力」ボタンを押します。

機体・使用者情報の変更フォームが開きます。

## 機体と使用者情報の確認・変更【機体情報を変更する】

変更する機体・使用者情報の入力

STEP 01 機体・使用者情報を変更する機体確認  
STEP 02 変更情報入力  
STEP 03 変更情報確認  
STEP 04 手続き完了

機体情報に変更があるかないかを選択した上で、該当する項目に変更の内容を入力してください。  
変更後の内容の入力が終わりましたら、「確認」ボタンを押してください。  
変更する機体が複数ある場合は、「他の機体の機体・使用者情報を入力」ボタンを押し、続けて入力してください。

機体情報に変更はありますか？

いいえ  はい

機体情報

使用者情報

見出しを押すとフォームが開きます

機体情報に変更がある場合は「機体情報に変更はありますか？」の問いに対して「はい」を選択し、変更後の機体情報を入力します。

製造区分、製造者名、型式名、機体の種類、製造番号を変更することはできません。これらの変更が必要な場合は新しい機体として新規登録をしてください。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。リモートID機器等を新たに搭載、変更した場合は、変更申請を行ってください。

複数の機体を選択した場合は使用者情報の確認・変更後に「他の機体・使用者情報を入力」ボタンを押して機体を切り替えてください。

選択した機体全ての確認・変更が完了したら「確認」ボタンを選択します。

確認画面が開きます。



## 機体と使用者情報の確認・変更【使用者情報を変更する】



機体情報 (+)

使用者情報のエラーメッセージ欄

使用者情報 (+)

見出しを押すとフォームが開きます



所有者と使用者は、同一人物ですか？

はい いいえ

他の機体の情報参照 ⓘ 1機体目 (DJI JAPAN株式会社 Inspire 1)

氏名 ⓘ 使用者 太郎

フリガナ ⓘ シヨウシャ タロウ

住所 ⓘ 国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都  
千代田区千代田 1-1-1

電話番号 ⓘ 国/地域 日本/Japan +81 09012345678

メールアドレス ⓘ sample@sample.com

戻る 確認

所有者と使用者が同じである場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の問いに対して「はい」を選択してください。

所有者と使用者が別の場合は、変更後の使用者の情報を入力してください。

複数の機体を選択した場合は、機体情報の確認・変更後に「他の機体・使用者情報を入力」ボタンを選択して、機体を切り替えます。

選択した機体全ての確認・変更が完了したら「確認」ボタンを選択します。

確認画面が開きます。

## 機体と使用者情報の確認・変更【変更内容を確認して変更届出をする】

入力した情報を確認し、機体・使用者情報変更の届出をします。修正が必要な場合は「戻る」ボタンを押すと入力ページに戻って修正が可能です。

同時に所有者情報を変更する場合は「所有者の修正」ボタンを押すと修正フォームが開き修正ができます。方法については[所有者情報の確認・変更](#)のマニュアルをご覧ください。

入力した情報に問題がなければ「変更申請」ボタンを押します。

機体と使用者情報の変更のために所有者情報が異ってなる機体を複数選択していた場合、選択した機体の中で所有者情報の最終更新日が最も新しい機体の所有者情報に統一される旨のダイアログが表示されます。改めて確認、変更が必要な場合は「キャンセル」ボタンを押してダイアログを閉じ、所有者情報の確認を行ってください。

届出内容に不備が無ければ、所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されます。問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録されている方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、代理人の方はすぐに機体の所有者へ到達確認を依頼してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

### 所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 本人確認方法選択 | STEP 02 所有者情報入力 | STEP 03 機体情報入力 | STEP 04 使用者情報入力 | STEP 05 入力情報確認 | STEP 06 手続き完了

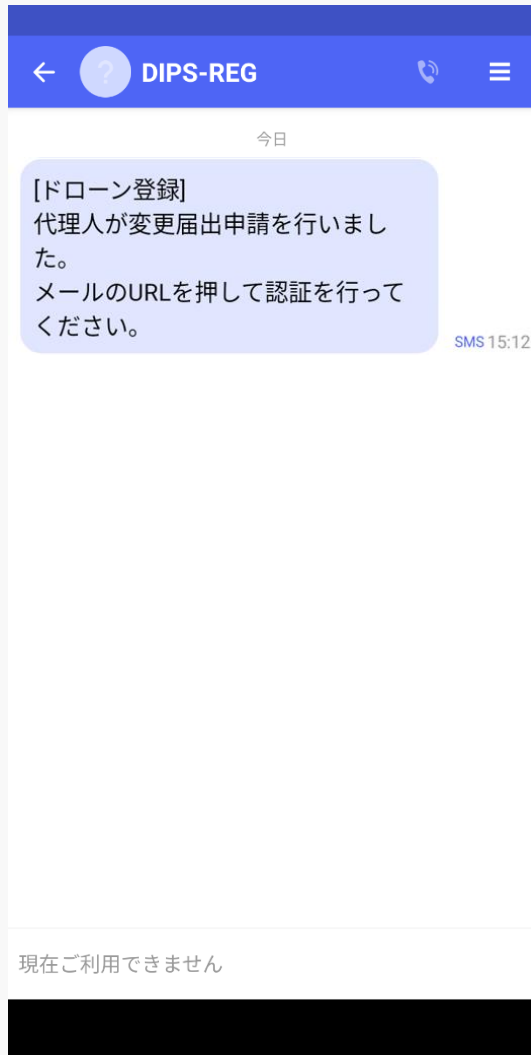
#### 機体 1

• 機体情報

登録記号	011234567890
製造区分	自作した機体・その他
製造者名	株式会社ドローン製造
型式名	ABC001
機体の種類	固定翼航空機(マルチローター)
製造番号	01412356789041235678
リモートID有無	あり(外付型)
リモートID機器製造者名	リモートID機器製造者名
リモートID機器型式	リモートID機器型式
リモートID機器製造番号	DUMMYRID111
追加改造有無	有

## 機体と使用者情報の確認・変更

【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

## 機体と使用者情報の確認・変更

【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】



機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると、代理人の方へメール通知が届きます。

機体の所有者の情報も変更した場合は本人確認書類の郵送が必要です。代理人の方はメール通知を確認のうえ、所有者の本人確認書類を郵送します。本人確認書類の内容及び郵送先は[国土交通省のホームページ](#)をご確認ください。

到達確認及び本人確認書類の送付（所有者の情報を変更した場合のみ）が完了すると、届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。



---

# 有効期間の更新

---

# 有効期間の更新

登録記号発行済みの機体について、有効期間の更新を行います。

## 有効期間の更新の開始

### 所有機体の一覧を開く

メインメニューで「有効期間の更新」ボタンを選択します。

### 有効期間を更新する機体を選択する

所有機体の一覧で有効期間を更新する機体を選択します。

### 本人確認を行う

本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

### 機体の所有者情報を入力する

機体の所有者情報を入力して確認画面へ進みます。

### 登録情報を確認して更新申請する

機体の所有者・機体・使用者情報を確認して更新申請を行います。

## 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 有効期間の更新の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。また、手続きのための手数料が必要です。手数料は本人確認の方法により異なります。本人確認の方法及び手数料については[本人確認の方法](#)のマニュアルをご確認ください。

更新と合わせて所有者情報、機体情報、使用者情報の変更手続きをすることができます。

## 有効期間の更新に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
所有者の情報 ※変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>生年月日</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号</li> <li>企業・団体名</li> <li>代表者氏名</li> <li>本店又は主たる事務所の所在地</li> <li>担当者氏名</li> <li>担当者住所</li> <li>担当者部署名</li> <li>担当者電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
機体の情報 ※変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者名</li> <li>型式名</li> <li>機体の種類</li> <li>製造番号</li> <li>リモートID有無</li> </ul>	<p>【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機体重量</li> <li>最大離陸重量</li> <li>機体寸法</li> <li>改造の概要 ※改造した機体の場合</li> <li>機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置）</li> </ul>
使用者の情報 ※変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号</li> <li>企業・団体名</li> <li>代表者氏名</li> <li>本店又は主たる事務所の所在地</li> <li>担当者氏名</li> <li>担当者住所</li> <li>担当者部署名</li> <li>担当者電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li> <li>本人確認書類</li> <li>委任状</li> </ul>	

## 有効期間の更新【所有機体の一覧を開く】

「**代理人が手続きする場合はこちら**」の枠の中にある「有効期間の更新」ボタンを押します。



代理人として設定された後には、新たにドローンを登録することができます。新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。

代理人として設定されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

代理人として設定されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

代理人として設定されている機体の有効期間を更新することができます。

代理人として設定されている機体を削除することができます。

登録済みの機体について、代理人の権限の取得や代理人による機体の譲渡手続きができます。

「代理人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「有効期間の更新」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。また、登録記号・製造者・型式・所有者氏名・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。



## 有効期間の更新【有効期間を更新する機体を選択する】

有効期間の確認・更新申請

全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
<input checked="" type="checkbox"/>	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

有効期間を更新する機体の確認・更新申請

登録記号	型式名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限
あ20-86	AB-100	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年12月15日
あ56-78	Z202010	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年11月30日
あ12-34	AB-100	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2020年12月1日

登録されている所有機体の一覧の中から、有効期間を更新する機体を全て選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

更新する機体を全て選択したら「有効期間の更新」ボタンを押します。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「本人確認」ボタンを押します。

本人確認のページが開きます。

## 有効期間の更新【本人確認を行う】

上記以外の本人確認書類（書類の郵送）

[日本に居住している方限定](#)

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、所有者情報を入力する画面に遷移します。  
その後、機体情報、使用者情報を入力し、申請した後、本人確認書類を指定の宛先に郵送で提出してください。

申請に係る手数料として、申請する機体1台あたり1,500円が必要です。  
また、航空局から手数料納付情報等を郵送するための事務手数料（封筒代、郵送代等）として、申請に係る手数料とは別に450円が必要です。

※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。

※本人確認書類の郵送に当たっては、必ず[こちら](#)をご確認ください。

本人確認方法を選択して本人確認を行います。  
代理人の方が手続される場合は「その他の本人確認書類（書類の郵送）」のみご利用可能です。  
本人確認の手順については[本人確認の方法](#)のマニュアルもご確認ください。

「次へ進む」ボタンを押すと、所有者情報を入力するページが開きます。

## 有効期間の更新【機体の所有者情報を入力する】

## 所有者情報の入力



新たに登録する機体の所有者情報を入力してください。  
なお、各項目には、アカウント情報、マイナンバーカード又はgBizIDの情報が初期値として入力されています。  
また、パスポートによる本人確認を選択された場合は、各項目を入力するとともに、「本人確認書類」の項目に氏名と住所が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。

氏名 <sup>①</sup>	<input type="text" value="署名 花子"/>
フリガナ <sup>①</sup>	<input type="text" value="ショメイ ハナコ"/>
住所 <sup>①</sup>	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> 都道府県 <input type="text" value="東京都"/> <input type="text" value="千代田区千代田1-1-1"/>
生年月日 <sup>①</sup>	1987 年 3 月 3 日
電話番号 <sup>①</sup>	国/地域 <input type="text" value="日本/Japan"/> +81 <input type="text" value="09012345678"/>
メールアドレス <sup>①</sup>	<input type="text" value="sample@sample.com"/>

[戻る](#)[確認画面へ](#)

機体の所有者情報を入力します。

法人のアカウントで登録する場合は、法人番号や代表者氏名のほか、ドローン登録を担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスが必要です。

入力が完了したら「確認画面へ」ボタンを選択します。

所有者・機体・使用者情報を確認するページが開きます。

## 有効期間の更新【登録情報を確認して更新申請する】

### 所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 更新する機体確認    STEP 02 本人確認方法選択    STEP 03 更新情報入力    **STEP 04 更新情報確認**    STEP 05 手続き完了

更新する所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「更新申請」ボタンを押してください。  
機体情報・使用者情報に変更がある場合は、「機体の修正」ボタンまたは「使用者の修正」ボタンを押して修正してください。

#### 所有者情報

氏名	番名 花子
フリガナ	シヨメイ ハナコ
住所	日本 東京都 千代田区千代田1-1-1
生年月日	1987/03/03
電話番号	+81 09012345678
メールアドレス	sample@sample.com

#### 機体 1

- 機体情報

登録記号	JU321C2D3639
製造区分	メーカーの機体
製造者名	DJI JAPAN株式会社
型式名	Inspire 1

所有者・機体・使用者情報をそれぞれ確認します。修正・変更がある場合は、各項目の修正ボタン押して修正フォームを開き、修正・変更を行います。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。リモートID機器等を新たに搭載、変更した場合は、変更申請を行ってください。

登録情報が正しければ「更新申請」ボタンを押します。

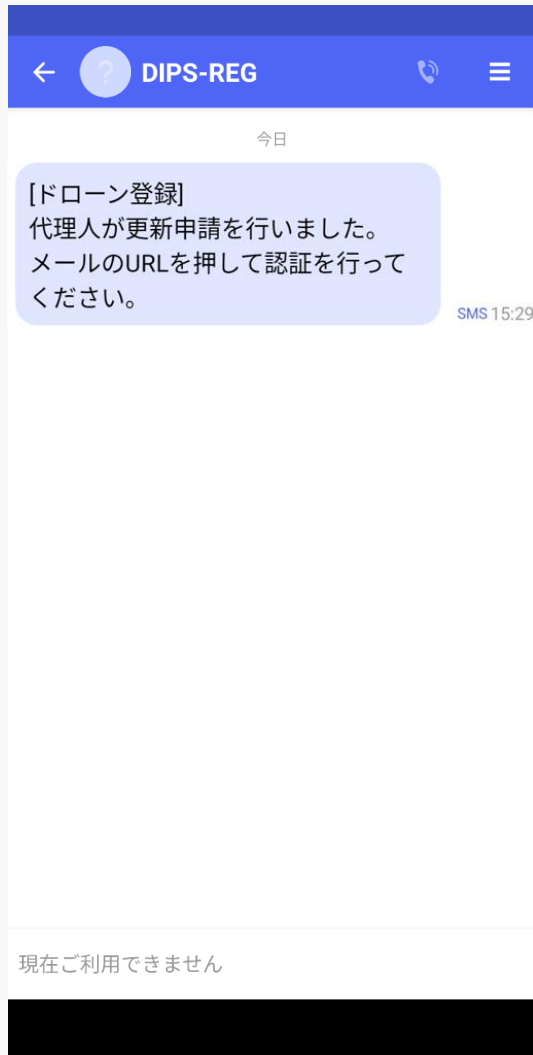
所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、代理人の方はすぐに機体の所有者へ到達確認を依頼してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

## 有効期間の更新【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

## 有効期間の更新【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】

× 【ドローン登録システム】代理人が行う各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures performed by an agent

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当  
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。  
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)  
このメールは所有者の方に代理人が行う各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

○○ ○○ 様より、△△ △△ 様が所有する機体に関する○○申請がありました。

■代理人の方から以下の機体に関する申請がされています。

【製造区分】○○  
【製造者】□□  
【型式】△△  
【製造番号】××

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

現在、代理人の方へ各種手続きの依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ログインURL  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

■よくある質問・お問い合わせ  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると、代理人の方へメール通知が届きます。代理人の方はメール通知を確認のうえ、所有者の本人確認書類を郵送します。本人確認書類の内容及び郵送先は[国土交通省のホームページ](#)をご確認ください。

本人確認書類を郵送頂くと届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。



---

# 登録機体の削除

---

# 登録機体の削除

## 登録機体の削除の開始

### 所有機体の一覧を開く

メインメニューで「登録機体の削除」ボタンを押します。

### 登録を削除（抹消）する機体を選択する

機体の一覧で登録を削除（抹消）する機体を選択します。

### 登録を削除（抹消）する理由を入力する

選択した機体ごとに削除（抹消）する理由を入力します。

### 内容を確認して登録を削除（抹消）する

申請内容を確認のうえ、登録の削除（抹消）を行います。

### 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 登録機体の削除の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

登録記号発行済みの機体について、登録の削除（抹消）を行います。



## 登録機体の削除に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。  
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>削除理由</li></ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>委任状</li></ul>	

## 登録機体の削除【所有機体の一覧を開く】

「**代理人が手続きする場合はこちら**」の枠の中にある「**登録機体の削除**」ボタンを押します。



The screenshot shows a menu titled "代理人が手続きする場合はこちら" (If you are the agent handling the procedure, click here). The menu contains several options, each with a brief description below it:

- 新規登録** (New registration): 代理人として設定された後に、新たにドローンを登録することができます。新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の情報がが必要です。
- 申請状況確認/取下げ** (Check application status/cancellation): 代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取下げができます。
- 所有者情報の確認/変更** (Check/change owner information): 代理人として設定されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。
- 機体情報・使用者情報の確認/変更** (Check/change aircraft/user information): 代理人として設定されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。
- 有効期間の更新** (Update validity period): 代理人として設定されている機体の有効期間を更新することができます。
- 登録機体の削除** (Delete registered aircraft): 代理人として設定されている機体を削除することができます。
- その他の手続き** (Other procedures): 登録済みの機体について、代理人の権限の取得や代理人による機体の譲渡手続きができます。

「代理人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「登録機体の削除」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。また、登録記号・製造者・型式・所有者氏名・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

## 登録機体の削除【登録を削除（抹消）する機体を選択する】

登録機体の確認・削除（抹消）申請

〰

全てを選択

登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	
JU222A61F4E5	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/24	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="button" value="詳細"/>

削除（抹消）する機体の確認・削除（抹消）申請

〰

登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日
JU222A61F4E5	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/24

登録されている所有機体の一覧の中から、登録を削除（抹消）する機体を選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

削除（抹消）する機体を全て選択したら「登録の削除」ボタンを押します。

所有者情報が異なる機体を複数選択していた場合は一度の申請にて登録機体の削除はおこなえません。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「削除（抹消）理由の入力」ボタンを押します。

削除（抹消）する理由を入力するページが開きます。

## 登録機体の削除【登録を削除（抹消）する理由を入力する】

## 削除（抹消）理由の入力



削除理由を選択してください。  
削除理由の入力が終わりましたら、「確認」ボタンを押してください。

委任状 [委任状.pdf](#)

削除

代理人が手続する場合は委任状を添付

登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	抹消理由 	その他理由 
JU222A61F 4E5	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/24	選択してください ▼	

戻る

確認

削除（抹消）する理由を入力するページが開いたら、委任状を添付してください。

次に登録を削除（抹消）する理由を入力します。機体ごとに抹消理由を選択し、「その他」を選択した場合は「その他理由」欄に理由を記入します。

全ての機体について削除（抹消）する理由を入力したら「確認」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

## 登録機体の削除【内容を確認して登録を削除（抹消）する】

## 削除（抹消）する機体情報の確認



削除する機体の情報・削除理由を確認した上で、「削除（抹消）申請」ボタンを押してください。  
入力した内容に誤りがある場合は「訂正」ボタンを押して修正して下さい。

委任状 [ininyou.jpg](#)

登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	抹消理由	その他理由
JU121AB25 4F1	DJI	Inspire 1	申請 太郎	申請 太郎	2025/05/31	登録無人航空機が 滅失し、又は登録 無人航空機の解体 をしたため。	

訂正

こちらのボタンを押すと、登録が削除されます。  
改めて、削除する機体の情報を確認の上、  
こちらのボタンを押してください。

削除（抹消）の申請

登録を削除（抹消）する機体と理由を確認します。入力した内容に誤りがある場合は「訂正」ボタンを押して削除（抹消）する理由を入力するページに戻り、修正します。

削除（抹消）する機体に問題がなければ「削除（抹消）の申請」ボタンを押します。

確認のダイアログが表示されるので、再度確認のうえ問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録されている方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、代理人の方はすぐに機体の所有者へ到達確認を依頼してください。

## 登録機体の削除【到達確認をする ※この操作は機体の所有者が行います】



機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

機体の削除（抹消）が完了すると申請者のアカウントに登録されているメールアドレスに完了のメール通知が送られます。



---

# 代理人による機体の譲渡

---

# 代理人による機体の譲渡

## 代理人による機体の譲渡の開始

### 所有機体の一覧を開く

メインメニューで「その他の手続き」メニューを開き「代理人による機体の譲渡」ボタンを選択します。

### 譲渡する機体を選択する

所有機体の一覧で譲渡する機体を選択します。

### 機体受取人の情報を入力する

機体受取人のログインID、氏名、メールアドレスを入力します。

### 機体受取人の情報を確認して申請する

入力内容を確認して移転申請を行います。

### 機体の受け取りに必要なパスワードを確認する

申請者のメールアドレスに譲渡用パスワードが通知されるので、確認します

## 代理人による機体の譲渡の完了

譲渡用パスワードを機体受取人に伝え、受け取りの手続きを依頼します。

登録記号発行済みの機体を他の方に譲渡します。

譲渡する相手先（以下、機体受取人）の情報が必要になりますので、お手元にご用意ください。




## 代理人による機体の譲渡に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。  
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体受取人の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>譲渡先のドローン情報基盤システムのログインID</li><li>氏名</li><li>メールアドレス</li></ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>委任状</li></ul>	

## 代理人による機体の譲渡【所有機体の一覧を開く】

## 無人航空機登録申請メインメニュー



代理人が手続きする場合はこちら

新規登録

申請状況確認/取下げ/支払い

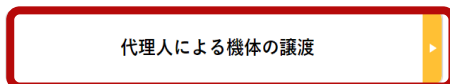
有効期間の更新

登録機体の削除

その他の手続き

## その他の手続き

## 所有者の移転に関する手続き



代理人による機体の譲渡

代理人と設定されている機体を譲渡することができます。  
機体を譲渡するには、譲渡する方のログインID、氏名、メールアドレス、所有者から受領した委任状が必要です。

「代理人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「その他の手続き」ボタン を押し、その他の手続きメニューにある「代理人による機体の譲渡」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。また、登録記号・製造者・型式・所有者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

## 代理人による機体の譲渡【譲渡する機体を選択する】

## 譲渡する機体の確認/譲渡手続き



	登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	
<input checked="" type="radio"/>	JU222A29C1D3	ST製造者	ST型式	個人 太郎	個人 太郎	2025/10/17	詳細
<input type="radio"/>	JU222A847301	ST製造者	ST型式	個人 太郎	個人 太郎	2025/10/17	詳細

1

戻る

機体の譲渡

## 譲渡する機体の確認



登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日
JU222A29C1D3	ST製造者	ST型式	個人 太郎	個人 太郎	2025/10/17

戻る

次へ進む

登録されている所有機体の一覧の中から、譲渡する機体を選択します。機体は一度の届出で1台しか選択できません。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

譲渡する機体を選択したら「機体の譲渡」ボタンを押します。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「次へ進む」ボタンを押します。

機体受取人の情報を入力するページが開きます。

## 代理人による機体の譲渡【機体受取人の情報を入力する】

受取人情報入力

STEP 01    STEP 02    STEP 03    **STEP 04**    STEP 05    STEP 06

機体受取人のログインID、氏名、メールアドレスを入力し「確認」ボタンを押してください。

ログインID ⓘ	<input type="text" value="AAA111111"/>
氏名 ⓘ	<input type="text" value="申請 二郎"/>
メールアドレス ⓘ	<input type="text" value="sample@sample.com"/>
委任状 ⓘ	<input type="text" value="ininjou.jpg"/> <input type="button" value="削除"/>

機体受取人のドローン情報基盤システムのログインID、氏名、メールアドレスを入力し、代理人の方は委任状を添付します。

入力が完了したら「確認」ボタンを押します。確認のページが開きます。

## 代理人による機体の譲渡【機体受取人の情報を確認して申請する】

## 受取人情報確認



譲渡する方の情報を確認し、「移転申請」ボタンを押してください。

入力内容に誤りがある場合は、「戻る」ボタンを押して前画面に戻っていただき、修正してください。

ログインID AAA111111

氏名 申請 二郎

メールアドレス sample@sample.com

委任状 ininjoyou.jpg

戻る

移転申請

機体受取人の情報を確認し「移転申請」ボタンを押します。

# 代理人による機体の譲渡

【機体の受け取りに必要なパスワードを確認する ※この操作は機体の所有者が行います】

【ドローン登録システム】所有機体の譲渡用パスワード発行のお知らせ [DIPS-REG] Notification of password issuance for the transfer of an owned UA

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。  
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[ Japanese version / 日本語版 ] ( Please see below English version. )

所有機体の譲渡用パスワードを発行いたしました。  
機体を譲受ける方へ以下の所有機体の譲渡用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をお伝えください。  
※機体を譲渡するためのパスワードですので、取扱いにはご注意ください。

譲渡する方が、所有機体の譲渡用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をドローン登録システムへ入力した上で、機体の受取り手続きを行いましたら機体の譲渡が完了いたします。

なお、所有機体の譲渡手続きは本日から3か月以内に行ってください。  
3か月を超過すると所有機体の譲渡用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

また、所有機体の譲渡手続きを取り消す場合、以下のURLから取消を行ってください。

■申請受付番号

\*\*\*\*\*

■所有機体の譲渡用パスワード

\*\*\*\*\*

■ログインURL

[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/)

■よくある質問・お問い合わせ

[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

譲渡された機体を受け取るために必要な譲渡用パスワードが代理人のメールアドレスに通知されます。

譲渡用パスワードを機体受取人へ連絡してください。



---

**自分を代理人に設定する**

---

# 自分を代理人に設定する

## 自身の代理人設定を開始

### 代理人設定のパスワード認証画面を開く

その他の手続きメニューで「代理人の権限を取得」ボタンを選択します。

### 代理人設定のパスワードを入力して認証する

代理人設定用パスワード使い認証をします。

### 自分を代理人に設定する

代理人に設定する機体を確認し、誤りが無ければ代理人設定を申請します。

### 到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

## 自身の代理人設定の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

代理人として手続きを依頼された機体について、自分を代理人に設定します。

代理人として新規登録以外の手続きを行うためには事前にこの手続きが必要です。

この手続きを行うには、機体の所有者があなたを代理人として登録し、機体の所有者から代理人設定のためのパスワードを受け取っておく必要があります。



## 自分を代理人に設定するのに必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。  
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>ドローン情報基盤システムのアカウント</li><li>代理人設定のためのパスワード</li></ul>	

# 自分を代理人に設定する【代理人設定のパスワード認証画面を開く】

## メインメニュー

### 代理人が手続きする場合はこちら

#### 新規登録

代理人として設定された後に、新たにドローンを登録することができます。  
新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の  
情報が必要です。

#### 申請状況確認/取下げ/支払い

代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下  
げができます。

#### 有効期間の更新

代理人として設定されている機体の有効期間を更新することができます。

#### 登録機体の削除

代理人として設定されている機体を削除することができます。

#### その他の手続き

登録済みの機体について、代理人の権限の取得や代理人による機体の譲渡手続  
きができます。

## その他の手続き

### 所有者の移転に関する手続き

機体を選定するには、選定する方のログインID、氏名、メールアドレス、所有  
者から受領した委任状が必要です。

### 代理人の設定

#### 代理人の権限を取得

所有者から依頼を受けた機体について、代理人の権限を取得します。

メインメニューで「代理人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定」の見出しの中にある「代理人の権限を取得」ボタンを押します。

パスワード認証をするためのページが開きます。

# 自分を代理人に設定する【代理人設定のパスワードを入力して認証する】

## 代理人の権限の取得

STEP 01  
パスワード入力

STEP 02  
所有者と機体の確認

STEP 03  
手続き完了

依頼者である所有者の氏名及びログインID、代理人へ手続きを依頼するために所有者が発行したパスワードを入力し、「次へ進む」ボタンを押してください。

ログインID ⓘ

氏名 ⓘ

パスワード ⓘ

戻る

次へ進む

機体の所有者から受け取ったパスワードを入力し「次へ進む」ボタンを押します。

パスワードが認証されると、代理人として手続きを依頼された機体のページが開きます。

## 自分を代理人に設定する【自分を代理人に設定する】

代理申請を依頼した所有者と機体の確認

STEP 01 パスワード入力    **STEP 02 所有者と機体の確認**    STEP 03 手続き完了

代理申請を依頼した所有者と機体に誤りがなければ、「権限の取得」ボタンを押してください。  
情報に誤りがある場合は、代理申請の依頼者へ確認してください。

**所有者情報**

氏名	所有者 変更後
フリガナ	シユウワシヤ ヘンコワゴ
住所	日本 神奈川県 横浜市中区日本大通1
生年月日	1999/01/01
電話番号	+81 09088888888
メールアドレス	1234@xxx.com

**機体情報**

登録記号	JU3226754592
製造区分	メーカーの機体・改達した機体
製造者名	DRS

戻る    **権限の取得**

代理人として手続きを依頼された機体の所有者情報と機体情報を確認し、誤りがなければ「権限の取得」ボタンを押します。

手続き完了のページが開き、機体の所有者のメールアドレスに到達確認のメールが送付されます。所有者にメール到達確認を依頼してください。

所有者のメール到達確認が完了した後に、代理人として設定され、代理で手続きを行えるようになります。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、代理人の方はすぐに機体の所有者へ到達確認を依頼してください。

## 自分を代理人に設定する【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】代理人が行う各種手続き確認のお知らせ (DIPS-REG) Announcement of confirmation of the procedures performed by an agent

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当  
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。  
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。  
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[ Japanese version / 日本語版 ] (Please see below English version.)  
このメールは所有者の方に代理人が行う各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

○○ ○○ 様より、△△ △△ 様が所有する機体に関する○○申請がありました。

■代理人の方から以下の機体に関する申請がされています。

【製造区分】○○  
【製造者】□□  
【型式】△△  
【製造番号】××

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

現在、代理人の方へ各種手続きの依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ログインURL  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

■よくある質問・お問い合わせ  
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

所有者は到達確認のメールを開き、宛先が合っていることを確認します。問題が無ければ到達確認用URLを押します。

